

## いしかわ障害者プラン2019（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 募集期間 平成31年2月14日～3月13日  
 2 寄せられた意見 11件

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>P21「ヘルプカード」について、本文に白山市・中能登町で採用している東京都標準様式の「ヘルプカード」を掲載してほしい。</p> <p>石川県肢体不自由児協会の「HELP カード」だけを「ヘルプカード」として紹介するのは「ヘルプカード」への誤解を広げる。そもそも「HELP カード」は県とは別の一障害者団体が有料（一部自治体では手帳所持者のみ無料）で発行しているカードであり、県のカードではない。案の記述を読む限りでは「石川県のカード」として読み取れる。全国的に「ヘルプカード」は全国約30都道府県と白山市・中能登町で採用し、無料で配布している東京都標準様式のものである。東京都保健福祉局ホームページの「ヘルプカード普及状況」では石川県はヘルプカード導入県として位置付けられていない。</p> <p>(<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/helpmarkforcompany/spread/spread-card.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/helpmarkforcompany/spread/spread-card.html</a>)</p> <p>石川県及び県境を有する自治体は隣接県の自治体と県を跨ぐ災害時の応援協定を結んでいる。加えて、県境の加賀市では福井県への救急搬送が多い年で年間100件近くある。隣接県のうち、福井県と岐阜県は東京都標準様式の「ヘルプカード」を採用しており、「HELP カード」が通用しないため消防・医療機関が災害時や救急搬送時に配慮が必要な被災者を適切に支援できない恐れがある。専門医が県内に不在のために県外の病院に通院する難病等の患者についても同じである。</p> <p>逆に転入・観光・通院で来県する「ヘルプカード」を持つ県外の方々が県内でもしもの事態に巻き込まれたときに支援を受けることができない恐れもある。東京都標準様式のカードが周知されていないことでもしもの事態があった時に必要な支援を確認できず、最悪の事態に至った場合は県の責任にもなりかねない。</p> <p>「HELP カード」だけをヘルプカードとして扱って後押しし、東京都標準様式の「ヘルプカード」を周知しないことは県外からの来県者への「おもてなし」の心と、県外に出かける県民を思いやる心が欠けていることと同じである。「思いやり」の心をもって、東京都標準様式の「ヘルプカード」も併せて周知すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、東京都標準様式などのデザインが異なるヘルプカードがあることを追記します。</p> <p>また、今後作成するヘルプカード普及啓発ポスター等においても、デザインが異なるヘルプカードがあることを記載します。</p>
2	<p>P22に、ヘルプマークとヘルプカードのイメージ図が示されているが、実物の写真で掲載した方がよい。理由は、ヘルプマークはカバン等につけて周りの人の思いやりのある行動をお願いするものであるが、一方、ヘルプカードはカードの提示により、その記載内容に沿って支援をお願いするものである。こうした違いを理解しやすくするため、マークとカードのイメージが分かるよう写真掲載の方がよいと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ヘルプマークとヘルプカードの実物の写真を掲載します。</p>
3	<p>P18の1つ目について</p> <p>生活習慣による様々な疾病が問題となっている。障害者も生活習慣（食事、運動）の悪化による障害の進行、悪化等がある。障害者自身が自らの生活習慣のチェック、見直しが必要。「食事、運動を含めた生活習慣の指導・啓発」の一文を「居住支援」の後に追加する。</p> <p>（又は、「生活習慣の指導」）</p>	<p>ご意見の内容については、P44の1つ目の「健康相談・支援体制の充実」に包含されています。</p>
4	<p>P48の1つ目について</p> <p>小児慢性特定疾病の乳児、児童は、継続的な作業療法、理学療法を含めた医療的ケアが必要と言われている。「リハビリテーション支援に加え、」の後に、「医療的ケア児」の追加が必要と考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「医療的ケア児」を追記します。</p>

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	<p>(3) 相談支援体制の充実 施策の推進方策 ②難病</p> <p>P 5 5 第 1 行目では、「難病や小児慢性特定疾病の患者や家族」と記載されているが、P 5 6 第 1 行目では、「患者や家族等」との記載になっている。「患者」ではあいまいなので、「難病や小児慢性特定疾病の患者」と明記する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「難病や小児慢性特定疾病の患者」と明記します。</p>
6	<p>P 2 6 のスポーツ・文化活動の促進について</p> <p>スポーツ活動を通じて、障がい者の機能回復、向上、健康の維持、増進、体力の増強を図るとともに、精神的にも勇気や自信を培い、積極的な社会参加への援助を図るため、多様な障がい者がその家族やボランティア等とともに、自由に楽しく利用できる施設「障がい者スポーツセンター」が全国に 1 0 ヶ所設置されていますが、本県においても、同様に設置が必要。</p> <p>「施策の推進方策」及び P 9 2 の「その他の数値目標」に明記する。</p>	<p>ご意見の内容については、これまでも、障害のある人が利用しやすいスポーツ施設の整備に努めてきたところです。</p> <p>今回のご意見を参考とさせていただきながら、今後も障害のある人がスポーツに取り組みやすい環境の整備に努めます。</p>
7	<p>プラン案には多くの障害福祉施策が盛り込まれて有り難いが、障害福祉に携わる現場の職員・担当者が前向きに取り組まなければ実効が伴わないので、障害福祉に意欲や理想を持つ、「適した人材」の確保や待遇改善に一層努めていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり障害福祉を支える人材を確保し、意欲を向上させることは大事なことです。P 6 3 からの「障害福祉サービスの人材の育成・確保」に記載のあるように、人材育成や処遇改善、職場環境の改善に努めます。</p>
8	<p>P 3 3 - 3 4 2) 教育(指導)内容と環境の整備</p> <p>(追加意見) 色覚障害を持つ子ども(男子では 5%、女子では 0.2%います)への対応が本計画では放置され、欠落しています。</p> <p>「現状と課題」では、「学校において色覚障害を持つ子どもにも見やすく改良した、色覚チョークが普及していないこと」を、また「施策の推進方策」では、「各教育委員会や各学校法人に働きかけ、色覚チョークの普及目標を 100%とする」旨、明記するよう求めます。</p>	<p>色覚障害を含め、学習面や行動面などで困難がある児童生徒に対し、個々の障害に応じた適切な指導・支援を行うことは重要です。色覚チョークの活用については、普及目標の設定は難しいですが、県内公立学校に対し周知を図ったところです。</p>
9	<p>P 3 6 (修正意見)「○ 県の障害者雇用において、対象障害者の確認・計上方法に誤りがあり、法定雇用率を達成しておらず、実雇用率は*. *%であったことが明らかとなりました。」とすべきです。</p> <p>(理由説明) 「現状と課題」の 3 項目目、県内の民間企業の場合は、実雇用率の数字が挙げられています。これと同様に、隠さずに、上記数字を挙げるべきです。行政として県民への説明責任・誠実性と反省を県民に示すためにも。</p>	<p>公的機関等の障害者雇用の状況は、厚生労働省のHPでも公表されており、知事部局、教育委員会、警察本部で実態が異なり、各年で数値も異なるため、プランでは詳細な数字を出していません。しかしながら、法定雇用率を達成しない状況であったことは明らかであり、今後、障害者雇用の拡大に努めてまいります。</p>
1 0	<p>P 3 7 (修正意見) 2 項目目 「○県における…」上記の「対象障害者の確認・計上方法に誤り」を踏まえた、再発防止策も明示すべきです。</p> <p>(理由説明) 「施策の推進」は、(仮に望ましくないことが起きていても)「現状と課題」をしっかりと踏まえた内容であるべきです。</p>	<p>対象障害者の確認・計上方法の誤りに対する再発防止策として、職員に対して障害者手帳の所持をしっかりと確認することとしており、今後は障害者雇用の拡大、障害の特性に応じた職場環境の整備に努めてまいります。</p>
1 1	<p>P 5 2 - 5 3 (3) 相談支援体制の充実</p> <p>1) 地域における相談支援体制の充実</p> <p>(追加意見) 身体障害を持つひとり親、ろうで LGBT など、ダブルマイノリティに関する事項が欠落しています。項目を設け、「現状と課題」として、「相談・支援体制が不十分であること」や「施策の推進方策」として、ダブルマイノリティへの対応に対する研修の充実や、部署間の連携した相談体制の確立、を掲げるべきです。</p> <p>(石川県地域福祉支援計画 2019(案)に掲げられている、「市町における包括的な相談支援体制の整備への支援」もふまえた内容を盛り込むことが望ましいといえます。)</p>	<p>ご指摘の方も含め、障害のある人の様々な不安や悩み、困難を聞き取り、適切な支援に繋げていくことは重要なことであり、プラン記載のとおり関係機関の連携、支援人材の育成などにより、相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>